

公的分野における連携ICカードの実現に向けた基本的考え方

平成13年7月27日
公的分野におけるIC
カードの普及に関する
関係府省連絡会議

1. 基本原則

国民等の利便性の向上、行政コストの削減を図るため、行政機関が発行するICカードに関して、運転免許証等国際的な検討の対象となっているものを除き、1枚化を図ることが可能になるような共通の仕様とする。

2. 連携ICカード仕様の考え方

(1) 連携ICカードの満たすべき要件

連携ICカードは以下の要件を満たすものとする：

- ・ 国民全体の利便性の網羅的な向上に資すること
- ・ 格納情報間の独立性を確保すること
- ・ 個人認証基盤として利用できること
- ・ 技術的スペックの柔軟性を確保すること
- ・ 高度な安全性を確保すること
- ・ 居住地移動にも適合するポータビリティを確保すること

具体的には、以上の要件をほぼ満たし、仕様の策定が先行している住民基本台帳カードをベースとして連携ICカードの仕様を策定する。この場合、相乗りするアプリケーション等については国民等の利便性を重視し、国、地方自治体、民間での活用の可能性に留意する。

(2) 課題の抽出

- ・ 制度面の課題
 - 券面表記については、複合的使用に資するためシンプルかつ識別容易性の高いものとする。
 - カード発行者、サービス提供者及び利用者間での責任分担・費用分担、カードの発行・処理(交換、再発行)モデルを作成する。(ワンストップサービス実現の

ための取り扱いスキームの開発)

・技術面の課題

国際 / 国内の標準規格の採用等により、カードシステム間の中立性・互換性、将来におけるカードの機能向上・アプリケーション追加への対応性等を確保する。

・安全性の確保

情報セキュリティの確保は、連携ICカードを用いたシステムの実現の前提条件となることから、

- i) ICカードにおいて必要な暗号処理を内部化し、
 - ii) 将来的な技術動向にも対応できるようにし、
 - iii) 他人使用を防ぐ手段を確保するなど、
- 高度なセキュリティの確保を図る。

(3) 今後の対応

以上の課題に対応するため、各府省補佐レベルの制度WG、技術WGを関係府省連絡会議の下に設置する。

3. 実証実験の実施

平成14年度の施策については、連携ICカードを念頭に置いた各種実証実験(公的個人認証サービス運用実験含む)の新規実施・既存事業の充実化等を行うこととする。

4. 具体的な作業スケジュール

平成13年12月末まで

- ・券面表記の確定、カードの発行・処理モデル、技術仕様の策定。
- ・統合・連携アプリケーションの洗い出し。

平成13年度中

- ・自治体の独自アプリケーションも含め、連携ICカードの活用により変化する国民生活を呈示する。

平成14年度中

- ・各種実証実験の新規実施・既存事業の充実化等。(IT装備都市等における実証実験、民間分野における使用状況等の動向も視野に入れる。)

- * 各府省の申請・届出等手続の電子化推進アクション・プランに基づき、連携 IC カードを利用した公的個人認証サービス等の順次運用開始。
- * さらに、電子政府の実現に際して、公務員の職員証の連携 IC カード化や電子決裁機能を付与した電子 ID カードの検討。

(注) 住民基本台帳カードについては、平成 15 年 8 月から、市町村長が住民の申請により交付することとなっている。